



宛先: 高速道路無料化推進協議会 差出人: 高速道路無料化推進協議会  
 会員各位 会長 小野寺 和喜代

ページ数: 6 枚(本状含) 日付: R3.8.6

件名: 協議会ニュース 【訴訟の構え】高速道路通行料金の徴収停止・行政訴訟を起こしました。  
 令和3年8月5日 東京地方裁判所 原告(会員企業3社)、被告(高速道路管理会社4社)

## 会員の皆様へ

いつもお世話になっております。  
 おかげさまで持ちまして協議会の3つの構えの”訴訟の構え”について会員企業から行政訴訟しました。

この訴状による高速道路料金請求差し止めの箇所は実に667か所に及びます。(添付ファイルご参照)  
 引き続き、我々、高速道路無料化推進協議会は、社会の為、ドライバーの為、運送会社の皆様を想い、  
 高速道路料金無料化を叫ぶ事により、政府に、高速道路行政の抜本的な改革を目指して頂けるよう働きかけ  
 を進めて参りたい考えです。

### ◆ (改善骨子)

高速道路は、国家・主権在民の所有物であり、経済の柱として国民が守り、国民が育む道路であることを  
 決して忘れてはならない。依って、管理道路等の法人は再組成して方面別の組織とする。  
 現在の独立した形成集団のテリトリー推進体制を特措法と共に廃止へ向かって頂きたい。

### ◆ (再構築のビジョン)

国家が全国組織管理体制構築の基に、第三者機関の監理を確かにして、開かれた道路行政を進める事。

これが日本の道路の進むべき”道”と考えます。まずは、【訴訟の構え】第2段階へと進みました。  
 本当に、クレグラン銀座 木村法律事務所の弁護士 木村 敢 先生、ありがとうございます。  
 どうぞ勝利を勝ち取るべく、これからも宜しくお願い申し上げます。

そして、協議会オブザーバー会員の青山大人先生、福島伸享先生におかれましては、立法府(国会審議)  
に”高速道路行政改革”を届けて頂けますよう、来る今年10月の衆議院選挙におかれましては、何とし  
ても【当選】を必達されますよう頑張ってください。

どうか、会員の皆様、お二人に国会へとお持ちいただけますよう、応援を宜しくお願い致します。

勿論、この機会に、会員の皆様におかれましても、個々の事業・周辺環境・行政における不思議や立ち行  
 かない事は、お二人へのお話をお勧めいたします。

お二人の特徴としての【良く聴くこと】【すぐ動く事】を最大限に取り込まれてはいかががでしょうか！  
 是非、ご相談を・お話される事をお勧めします。

文末となりましたが、実に猛暑が参りました、皆様のご健勝を何よりも祈念しております、どうぞ水分  
 補給や睡眠を確り摂って暑い夏を乗り切りましょう！ 皆様、ご安全をどうぞ宜しくお願い致します。  
 以上